

豊島区法定外税検討会議

第二部会・ワンルームマンション税（第4回）

日 時；平成14年12月17日（火）午後7時～ [健康プラザとしま7階]

【配布資料】

第二部会資料4 - 1... 豊島区の「ワンルームマンション税」構想に関する論点整理
- その2 課税をめぐる論点 -

1. 課税をめぐる論点について (資料4 - 1)

2. その他

2002年12月17日

豊島区の「ワンルームマンション税(仮称)」構想に関する論点整理
その2 課税をめぐる論点

豊島区法定外税検討会議
第二部会長 池上 岳彦

1. 課税の根拠

課税の目的は、豊島区における住宅ストックのバランス悪化を防ぐこと。具体的には、

A. ワンルームマンション(1戸25㎡以下)の新築抑制

B. ファミリー世帯を増やす「インセンティブ」の財源調達

- (1) 住宅ストックのバランス悪化を防ぐことは、区の政策課題として適切か？
- (2) Aの観点からは、狭小な住宅を一度に多数作る行為を抑制するため、その原因者に金銭的負担を課すことになる。ワンルームマンション建築主は原因者にあたるか？
- (3) Bの観点からは、ファミリー世帯誘導策の財源を、ワンルームマンション建築主に負担してもらう法定外目的税になる。これが適切か？
- (4) 区民は区民税を納めるが、ワンルームマンション建築主は区に直接税を納めていない。区の政策を実現するには、建築主から独自に財源を求める手段が必要か？

2. 国との事前協議の際の同意要件との関係

- (1) 国税又は他の地方税と重複し、かつ住民の負担が著しく過重になることや、物の流通に重大な障害を与えることはないか？
- (2) 「国の経済施策」(とくに住宅政策)に照らして適切か？ とくに、法律で認められた建築物に区が独自の判断で負担を求めることは、地方分権の立場から容認されるか？

3. 課税の対象 「3階建て以上で、1戸25㎡以下のものが15戸以上かつ総戸数の1/3以上」に課税することについて。

- (1) 戸数の少ないワンルームマンションや木造アパートにも課税すべきではないか？
- (2) 「1戸25㎡超35㎡以下」のものにも課税しなければ、ワンルームマンション抑制とはいえないのではないか？

4. 課税の水準

- (1) 1戸50万円という負担で、抑制効果があるか？
- (2) 徴税コストを差し引いて、「インセンティブ」の財源に必要な税収が見込めるか？

5. その他の論点

課税の一般原則としての応能負担原則や応益負担原則との関係は？

以上